

○ 石川県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（通達）

平成30年7月13日付け県相甲達第15号、
務甲達第389号、生企甲達第59号
刑企甲達第64号、交企甲達第57号、
公甲達第44号
石川県警察本部長から部課署長あて

改正 令和2年7月29日県相甲達第11号等

対号 平成28年8月31日付け県相甲達第14号、務甲達第85号、生企甲達第103号、刑企甲達第86号、交企甲達第67号、公甲達第69号「石川県警察犯罪被害者支援基本計画の策定について(通達)」

石川県警察における犯罪被害者の支援については、対号に基づき各種施策を推進しているところであるが、この度、犯罪被害者支援をより実効のあるものとするため、別添のとおり「石川県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱」を制定したので通達する。

各位にあっては、本委員会の方針等を踏まえた犯罪被害者支援活動の推進に特段の配慮をされたい。

別添

石川県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱

第1 設置

石川県警察本部に、石川県警察犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、「石川県警察犯罪被害者支援基本計画」（平成28年8月31日付け県相甲達第14号ほか。別添）に示す施策について必要に応じて推進状況を点検し、犯罪被害者支援の推進に係る所要の調整を行うことを任務とする。

第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

第4 運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じてこれを招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、会議会場に委員を招集することが困難であると認めるときは、これに代えて書面又は電磁的方法により議事の進行及び決議を行うことができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席又は意見等の提出を求めることができる。

第5 幹事会

1 設置

委員会の下に幹事会を置く。

2 任務

幹事会は、委員会の事務について必要な調査・検討を行い、委員会を補佐することを任務とする。

3 構成

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 運営

- (1) 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事を主催する。
- (2) 幹事長は、会議会場に幹事を招集することが困難であると認めるときは、これに代えて書面又は電磁的方法により議事の進行及び決議を行うことができる。
- (3) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に支障があるときは、その職務を代理する。
- (4) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席又は意見等の提出を求めることができる。

第6 事務局

委員会及び幹事会の事務局は、警務部県民支援相談課に置く。

第7 補則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要なことは委員長が定め、幹事会の運営に関し必要なことは幹事長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

別表1（第3関係）

委 員 会

委員長	警 務 部 長
副委員長	県民支援相談課長
委 員	警 務 課 長 生活安全企画課長 刑事企画課長 交通企画課長 公 安 課 長

別表2（第5の3関係）

幹 事 会

幹 事 長	県民支援相談課長
副幹事長	県民支援相談課被害者支援室長
幹 事	会計課予算補佐 人身安全・少年保護対策課人身安全関連事案対策室長 生活安全捜査課生活安全特別捜査隊長 生活安全捜査課サイバー犯罪対策室長 刑事企画課刑事企画指導官 捜査第一課重要犯罪特別捜査隊長 捜査第一課性犯罪捜査指導官 組織犯罪対策課暴力団対策室長 交通指導課交通事故事件捜査統括官 公安課外事対策室長 県民支援相談課被害者支援補佐